

トカラの社会構造に関する比較研究とその展望-竹島
・硫黄島・黒島を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2013-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山内, 健治 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14032

トカラの社会構造に関する比較研究とその展望

——竹島・硫黄島・黒島を中心に——

A comparative study of Social Structure in Tokara

博士後期課程 政治学専攻61年入学

山 内 健 治

KENJI YAMAUCHI

目 次

はじめに

1. 三島村の概況
2. 村落・社会組織
3. 家 族
4. 婚姻・親族体系
5. 宗教・祭祀儀礼

むすびに

はじめに

本稿は、トカラの社会構造に関する一考察である。

トカラは薩南半島以南の東シナ海洋上に点在する十の島々から構成されている。

当該地域における民俗学的研究を回顧するならば、昭和初期に渋沢敬三を中心に計画・実行されたトカラの総合調査を起点とする¹⁾。しかしながら、それ以後の研究史をみると民俗資料に関する分析・記述は断片的報告にとどまってきたと言わざるをえないし、さらに社会構造に関する報告は極めて僅少であった。こうした研究史上において、早川孝太郎の報告〔早川：1976、17-298〕は調査年時が昭和9年であるにもかかわらず、現段階においてもその資料的価値は大きい。また、近年においては伊藤幹治〔伊藤：1961、58-65。同：1965、78-108〕、鳥越皓之〔鳥越：1982〕等の社会構造に関わるアプローチが試みられ、民俗資料の集積と共にトカラの社会構造に関する分析がすすみつつある。

さて、トカラは従来の研究史上、「西南日本型」²⁾と称される社会の一要素であった隠居慣行の南限であると同時に、琉球文化領域³⁾との関連を予想させる宗教的祭祀儀礼の存在する地域でもある⁴⁾。筆者はトカラを日・琉両文化領域の接合もしくは複合地域として捉えることが可能かもしれないと考

えている。さらに、トカラの社会構造を理解することは、将来的には日本民俗文化と琉球民俗文化における同質性ならびに個別性を提示することになると予見している。

トカラの社会構造を理解する上で、さしあたって重要なことは、この地域にみられる社会的・文化的特質にかかわる主要な要素の抽出である。そして、抽出された社会的・文化的要素を比較分析するための指標の整備が必要となろう。

本稿の目的は、トカラの社会構造の理解促進を意図し、今後注目すべき社会的・文化的要素の指摘と、その比較の展望をえることにある。

本稿は上記の目的ないし目標に対して以下の方法を通じて分析を試みたい。すなわち、筆者は既に若干の別稿において鹿児島郡三島村黒島の事例に検討を加え〔山内：1983、101-103。同：1984：46-73、同：1987、109-121〕、また、黒島と同一村にある硫黄島・竹島の事例については大胡修が分析をおこなっている〔大胡：1987a、129-156。同：1987b、49-77。1987c、33-46〕。そこで本稿では、これらの資料にもとづいて黒島・硫黄島・竹島の事例の比較検討を試みたい⁵⁾。この小地域における比較において黒島に独自の要素と三島村全体に一般化をはかれる要素の区分が明瞭となるであろうし、三島村に独自の要素とトカラ全域に一般化をはかれる要素の抽出が可能となるであろう。

ともあれ、以下に三島村における社会・文化諸要素の抽出と比較分析をすすめるが、各調査資料の詳細に関しては必要に応じて引用文献を参照されたい。

1. 三島村の概況

竹島・硫黄島・黒島の三島は、現在行政的に鹿児島県鹿児島郡三島村に属している。

竹島・硫黄島は一島一集落であり黒島には、大里・片泊の二集落が存在する。

薩摩半島以南より奄美諸島までを含めて、薩南諸島と総称する地理的名称がある。またとくに、種子島・屋久島・口永良部島を除く宝島以北に連なる島々を指してトカラと称する場合もある。トカラの名称は宝島がその由来であると言われたり、吐噶喇・吐火羅などの漢字が当てられる場合もある。トカラの範囲は、現在、鹿児島郡十島村に属する島々のみに限定して使用される場合が多いが、必ずしも厳密な地理上の名称とはなっていない。

本稿では〈トカラ〉とカナ文字で表記し、トカラの示す範囲を現在の十島村に三島村までを含めた地域とする。なぜなら竹島（現三島村）以南から宝島（現十島村）までに点在する島々は、その歴史上、密接な政治的・文化的関係を有してきたからである。

トカラの行政上の変遷を略述すれば以下のとおりである⁶⁾。

まず江戸時代、これらの島々は薩摩藩の支配下にあったが明治4年の廃藩置県にともない、現在の三島村・十島村ともに川辺郡十島村と名称された。その後、明治22年に大島郡十島村として所属変更され、十島村としての役場が中之島に設置された。以後、終戦時まで行政的な変化はない。終戦を契機に大島郡十島村は北緯30度線を境界に下七島（現十島村）が米軍行政下に入り、このため上三島（現三島村）のみが鹿児島郡の行政管轄下に残った。昭和26年12月、下七島が返還されたがこの時、下七

島は新たに十島村として発足した。このため昭和27年2月上三島のみで新たに、大島郡三島村として発足する。昭和48年、三島村・十島村ともに大島郡より鹿児島郡に所属変更し、現在に至っている。

現在、三島村の人口・世帯は、竹島77名・29世帯、硫黄島111名・51世帯、黒島275名・105世帯(大里183名・66世帯、片泊92名・39世帯)である⁷⁾。

いずれも小規模な集落であると同時に人口の減少が顕著である。この人口減少をまねいた諸条件については、大胡修〔大胡：1987a、129-156〕が分析を試みているが、いずれにせよ三島に共通する条件は「地理的・自然的諸条件の劣悪さ、およびそのことによる経済基盤の脆弱さ」〔大胡：1987c、36〕であろう。いずれの島でも明治末より大正年間にかけて、枕崎・宮崎・天草方面からの島外資本による大型船カツオ漁の出現によって漁業活動が衰退している。以後、出稼ぎ・他出による生産年齢人口の流出が開始された。さらに戦後の高度経済成長を契機に島外他出人口が激増した経過は三島に共通する。

現在の三島の産業構造に共通している特質は、①農業・漁業ともに自給自足的傾向が顕著、②主現金収入源は年金等の給付金の他、港湾・道路建設作業などの失業対策事業に頼らざるをえない、という2点につきるのである。

2. 村落・社会組織

(1) 年序体系

「年齢階梯制」という概念は、従来、西南日本の村落構造を考察する上で重要な分析概念として位置してきた。「年齢階梯制村落」と規定する場合、少くとも年齢階層区分の多層性、若者組や若者宿の存在などがその指標とされてきたが、概念そのものの用法については研究者の一致をみていない⁸⁾。年齢階梯制村落における最も重要な特質は、その社会の行動や権威の源泉が「年功の原理」によっていることにあると考えられる。さらに筆者は、年齢階梯制下に認められる年序体系の特質を以下の4点として考察しておきたい⁹⁾。

①単に年齢階層区分があるだけではなくそのヒエラルキー的構造、②各階層にリーダー・シッフの存在、③青年層への加入に際し明確な儀礼の存在、④青年層およびその上位年齢層の村社会での政治的・経済的重要性。

以下に黒島・硫黄島の年序体系について比較検討してみよう¹⁰⁾。竹島については資料不十分のため割愛した。

黒島の年序体系は、〈ドシ〉(7歳~14歳)、〈コニセエ〉(15歳~17歳)、〈ニセエ〉(18歳~25歳)、〈サンゼ〉(26歳~35歳)、〈オセ〉(36歳~60歳)の5層からなっている。コニセからサンゼまでの層は若者組として、オセ層は大人組として集団的自律性が明瞭である。また各階層への加入に際し加入儀礼が明確であるし、各階層には頭(リーダー)が存在していた。若者宿もかつて集落内に3ヶ所存在していた。大人組は、青年層の指導にあたりと同時に、ムラの政治的・経済的課題の決定層であった。〈ヨメジョ〉と呼ばれる女性の年齢集団も存在しており、男性・女性の年齢集団に関わる祭祀儀

礼の伝承も顕著であった。

黒島に対して硫黄島の報告における年齢集団は、必ずしも明瞭ではない。

硫黄島では年齢に関する名称として〈片ハンメ〉(11歳以下)、〈中ゾロ〉(12歳)、〈デーハチ〉(13歳)、〈デードン〉(14歳～15歳)、〈ニセ〉(16歳～25歳)が存在している。したがって年齢階層としては5区分と考えられる。しかしながら、硫黄島の場合いずれの年齢層においても加入儀礼に関する伝承が貧しく、年齢集団として機能する場面が不明瞭である。さらに、かつて生産年齢人口を構成していた15歳以上の年齢層区分が、黒島では4区分存在していたのに比べ硫黄島では1区分のみしか存在していない。また女性の年齢階層の名称を欠如している。そして、いまのところ硫黄島では若者宿の存在が確認されていない。

以上、黒島と硫黄島の年序体系を比較するならば、黒島においては各年齢階層に年齢集団としての自立性があり且年齢階梯制的秩序が明瞭であった。硫黄島においては年齢集団そのものが不明瞭であり、年齢階梯制的秩序を欠如しているものと思われる。

(2) 土地制度

現在、竹島・硫黄島・黒島とも耕作地・屋敷地は私的土地所有の形態をとっている。しかしながら、黒島ではかつて集落・組単位での村落的総有による焼畑耕作を行っていた。筆者の調査時(1981年)においても伝承によりその制度を再構成することが十分に可能であった。黒島では村落総有による土地所有形態を比較的近年まで継続・維持させてきたものと考えられる¹¹⁾。トカラにおける耕作地の村落的総有に関する問題は、早川孝太郎〔早川：1964〕、鳥越皓之〔鳥越：1982〕等が扱ってきた。これらの報告によれば、明治18年地租改正に伴う調査時にトカラ全域でおこなわれていた土地制度があまりに複雑なため官吏が一島共有地として登記したらしい。そのためその後も村落的総有制を継続する結果となったと記述されている。とすれば、黒島のみならず硫黄島・竹島においても少くとも地割制に関わる伝承が認められるはずである。しかしながら現段階においては、硫黄島・竹島の報告¹²⁾において地割・組割・門割等、村落的総有に関わる伝承資料が認められない。また黒島において認められた村落総有制当時の耕作地の神役〈ジノカミ〉の伝承も欠如している。

黒島と他の二島の土地制度が異質であったのか即断はできないが、少くとも、かつて硫黄島・竹島に村落的総有制が存在していたにしても比較的早い時期に私的土地所有へと変容したと予想される。

3. 家 族

(1) 家族構成

家族に関する伝統的族制名称として竹島・硫黄島・黒島いずれにおいても〈ケネエ〉という名称が用いられている。〈ケネエ〉の示す範囲は、同一屋敷内に居住している人々の範囲に限定されている。例えば、隠居により複世帯を形成していても同一屋敷内ならば同じ〈ケネエ〉である。

三島に共通する家族構成上の特質は、まず第1に家族規模における小規模性である。1世帯あたり

の平均員数は、竹島2.6人、硫黄島2.2人、黒島（片泊）2.3人のとおりである。いずれにしても同一世帯の同居員数は小規模な傾向を示している。

〔表-1〕は、大胡修〔大胡：1987c、37〕が作成した硫黄島・竹島の同居世代別・員数別表に黒島の数値を加筆したものである。〔表-1〕によれば、三島ともⅠ・Ⅱ世代までの同居が9割前後の数値を示している。またⅠ世代・2人までの家族構成が、三島に共通して高率である。すなわち単独世帯もしくは世帯主夫婦のみの家族構成が顕著である。家族構成上の比較資料の詳細は割愛するが、竹島・硫黄島・黒島の三島に共通する家族構成上の特質として以下の3点が指摘できよう。

- ① Ⅰ・Ⅱ世代までの浅い世代深度による小規模な家族構成
- ② 夫婦家族を高率とし続柄における単純性。
- ③ 隠居複世帯制を志向する核心型家族¹³⁾。

(2) 隠居制家族

トカラの家族を考察する上で、隠居慣行は重要な指標になると考えられる。以下では三島における隠居制家族の類似性・相異性について考察を加えたい。

本稿で用いる隠居の概念は大間知篤三による規定「隠居者が戸主とは別の世帯を構成し別居・別食・別財の暮らしをすることをたてまえとし、少なくともこれらの条件を一つ備えている場合」¹⁴⁾に従う。隠居を家族構造との関連で把えるならば「原理的に親子関係に対する夫婦関係の相対的優位と、世帯の現実的分立・独立と理念的・象徴的統合を内蔵した社会制度」¹⁵⁾と認識されよう。なお本稿で用いる単独隠居型・家族別居型・隠居分家型の用法は、竹田且〔竹田：1964、55〕の隠居形態の分類に従う。家族別居型とは隠居に際し未婚の子女を伴う場合であるが、この隠居屋が二・三男以下の分家へと発展する場合、とくに隠居分家型と称する。

三島において隠居慣行を指示する名称として〈インキョ〉〈インケ〉〈ワカサレ〉という用語が使用されている。〈インキョ〉もしくは〈ワカサレ〉はいずれも隠居屋・隠居屋敷そのものを指示する名称であり、母屋・本宅のことを〈デアト〉と称している。三島ではいずれの島でも〈インキョ〉（隠居）と〈ワカサレ〉（分家）の名称上の明瞭な区分がみられず混用されている。これは、三島における隠居形態にいわゆる隠居分家型を含むがゆえ、〈インキョ〉（隠居）が即ち〈ワカサレ〉（分家）となることに関連するものと考えられる。

表-1 員数別世代別世帯数

世代	員数						計
	1	2	3	4	5	6	
Ⅰ	15	20					35(68.6)
	7	8					15(51.7)
	6	20					26(66.6)
Ⅱ		1	7	5	2		15(29.4)
		2	3	2	2	1	10(34.5)
		2	5	2	3		12(13.0)
Ⅲ			1				1(2.0)
		1		1	1	1	4(3.8)
				1			1(2.0)
計 (員数)	15	42	24	20	10		111
	7	22	9	12	15	12	77
	6	22	5	3	3		39
計 (世帯数)	15	21	8	5	2		51
	7	11	3	3	3	2	29
	6	44	15	12	15	15	92

上段：硫黄島、中段：竹島、下段：黒島（片泊）
※（ ）内数字%

注）本表は大胡修〔1987c、37〕の作成表に黒島の数値を加筆した。

隠居に関して同一の名称が使用されているとはいえ、隠居形態が三島において同一の形態をとっているわけではない。

まず〈インキョ〉とは何かについての村人の解答として、硫黄島では「親夫婦が子ども（跡とり）夫婦と別々に住み、生活費や食事も別にしている場合」という〔大胡：1987b、63〕。黒島では「長男がヨメをもらったら親が他の子供をつれて別のイエに移ること」といわれている。いずれの解答においても、別棟・別財・別カマドによる独立性の高い隠居慣行が示唆されているが、相異点として黒島の〈インキョ〉という意味内容には、家族別居ないし隠居分家の過程が含意されている。

さらに、竹島・硫黄島・黒島の隠居慣行の異同性を明確にするため、以下に隠居の概要と隠居時の家族構成表を島別に記述しておこう。ただし、竹島・硫黄島の隠居慣行に関しては同様の形式をとっているという分析〔大胡：1987c、33-46〕に従って、以下では黒島と硫黄島の事例を中心に比較を試みたい。

○硫黄島の隠居〔大胡：1987b、49-77。同：1947c、33-46〕

硫黄島の一般的な隠居慣行は以下のような形式をとるといえる。

「長男が嫁を貰い、子どもができると、親夫婦は長男夫婦と別に住み、生活費や食事も別にした。別居に際しては、親夫婦は未婚の子どもたちを伴う場合もあったが、すべてがそうしたわけではなかった。また、インキョに際して親は子ども（長男）にチメン（地）を譲り渡し、別の土地にインキョヤを建てた。新たな土地を手当て出来ない場合には、同一屋敷内にインキョヤを建てるか、カマヤ（日常の煮炊きをする炊事小屋）で起居した。ただし、その際は、長男夫婦と同カマド・同財となる。イハイはオモヤ（長男夫婦の起居する家屋）に祀られる。」以上が硫黄島における一般的な隠居である。

具体的事例分析の後、大胡は竹島・硫黄島の隠居について「一般的には別居制独立型であり、別カマド・別財を前提としている。ただしインキョに際して未婚の子女を伴う家族別居型隠居もみられる。」〔大胡：1987c、44〕と記している。ただし、竹島のインキョの概略を記述した箇所において「位牌は、オモヤに置く場合とインキョヤにもっていく場合があり一定しない。」〔大胡：1987c、42〕という記述がみられる。位牌祭祀の形態は隠居制家族の構造を考察する上で重要であり、位牌の移動に関する硫黄島と竹島の差異については留意しておきたい。

（表-2）インキョ時の家族構成表をみても確認できるように別棟・別財・別カマドによる独立型の隠居を原則としている事が示されている。また、別屋敷への隠居形態の存在が示されている。しかしながら（表-2）に示されたインキョヤの構成員をみても単独隠居型と思われる事例のみが看取される。この点に関しては、現世帯主世代（現世帯主の兄弟姉妹）の島外他出を考慮する必要がある。すなわち、過去の隠居を記述した事例中には確かに家族別居型隠居が存在する一方で、現世帯主世代の展開事由には島外他出が目立っている。したがって現世帯主世代においては親夫婦と長男夫婦のみが島内に残留し家族別居型隠居にいたらなかった事例が多いものと予想する。

表-2 インキョ時の家族構成（硫黄島）

	インキョ ヤの構成	オモヤの構成	家財	食事	棟	備	考
1	父	長男夫婦と子ども	別	別	別	別	敷地
2	母	〃	〃	〃	〃	同	一敷地
3	〃	〃	〃	〃	〃		〃
4	〃	次男夫婦と子ども	〃	〃	〃	別	敷地
5	親夫婦	〃	〃	〃	〃	同	一敷地
6	〃	長男夫婦と子ども	〃	〃	〃		〃
7	〃	〃	〃	〃	〃		〃
8	〃	〃	〃	〃	〃	親夫婦とも	県外出身
9	〃	〃	同	同	〃	同	一敷地
10	〃	〃	〃	〃	同		〃

注) [大胡：1987c、37] より転載

○黒島の隠居 [山内：1983、101-133]

「長男が嫁を貰うと親夫婦は、未婚の子女をつれて別屋敷に移り住む。この隠居屋を二男に渡し、できれば三男以下にも同一の展開によってワカサレさせる。この際、菜園地は兄弟数と親の分で分割する。末男子が婚姻した後、親夫婦は最終の隠居屋を設立する屋敷をさがす。この屋敷は長男から末子までいずれの屋敷でもよいが、娘の婚家先屋敷内に隠居屋を設立する場合もある。いずれにしてもカマドは別にして死ぬまで親夫婦は働くといわれている。位牌は親夫婦が〈身近な者の位牌〉を持ってゆき隠居屋で祀る。親夫婦が死亡すると位牌は、その最終同居屋敷の者に継承される。」以上が黒島の一般的慣行といわれている。無論、家族周期や家財余裕等の条件により、必ず全兄弟を〈ワカサレ〉(分家)させているわけではないし、同一屋敷内での隠居もみられる。

(表-3) 黒島・隠居時の家族構成をみてみよう。

黒島においても、別棟・別財・別カマドによる独立型の隠居を原則としている。黒島の場合には位牌も本宅と別に祭祀もしくは隠居屋のみで祭祀する点において硫黄島に比べその独立性は高いといえる。また現世帯主の親夫婦の隠居事例(G+1)のみをみても20例中9例は別屋敷への未婚子女を伴った隠居であり、硫黄島・竹島に比べ家族別居ないし隠居分家慣行の志向性が高い。現世帯主の祖父母の代(G+2)の隠居では、さらに家族別居型・隠居分家型の隠居が多くみられる。現世帯主の親夫婦(G+1)における単独隠居型には、硫黄島と同様、兄弟姉妹の島外他出を考慮する必要がある。

隠居時の〈デアト〉(本宅)側の家族構成をみると、29例中11例において既に初子を誕生している。また、内2例において次子を誕生し、1例は三子までを誕生している。この事に関連して、黒島では、長男の婚姻後、親の隠居するまでの隠居時期にはバリエーションがある。長男婚姻後ただちに隠居した事例から、最長期間として2年という事例もみられる。竹島・硫黄島の場合、隠居までの期間は2カ月から3カ月といわれるのに比べ、黒島の隠居までの期間は長期的傾向性がみられる。この点に関しては、黒島の場合、家族別居もしくは隠居分家へと発展する事例が多く、隠居屋そのも

表-3 隠居時の家族構成(黒島)

事例番号	家番号	隠居世代	隠居年次	隠居時の家族構成		畑の分割		世帯独立性		隠居時期	員数	夫婦組数	タイプ	隠居形態						
				員数	<デアト>	員数	<インキョーワカサレ>	本宅	隠居						屋敷	食料費	光熱費	位牌		
1	112	G+2	M末年頃	2	(世1)一配	6	M、b ₂ 、b ₂ W、b ₂ S、b ₃ 、b ₄	母	—	—	別別別別隠	—	8	2	傍	隠居分家				
2	131	G+2	M38	2	(世1)一配	7	F、M、Z ₁ 、Z ₂ 、Z ₃ 、Z ₄ 、b ₂	母	—	—	別別別別別	6	9	2	傍	家族別居				
3	120	G+2	T初年頃	2	(世2)一配	1	妻の母	父母	6	畝	5	畝	同別別別別	3	1	(C)	単独隠居			
4	131	G+2	T 5	2	(世1)一配	1	M	父母	1	反	1	反	2	畝	同同別別隠	0	3	1	直	単独隠居
5	118	G+1	T 4	2	(世1)29配	4	M(48)、b ₂ 、b ₃ 、Z ₄	母	2	畝	8	畝	別別別別別	6	6	1	傍	家族別居		
6	114	G+2	T初年頃	2	(世1)一配	4	F(-)、M、b ₂ 、Z ₁	母	3	畝	5	畝	別別別別別	1	6	2	傍	家族別居		
7	120	G+2	T 7	2	(世1)一配	7	F(-)、M、b ₂ 、Z ₁ 、Z ₂ 、Z ₃ 、Z ₄	母	8	畝	6	畝	別別別別別	20	9	2	傍	隠居分家		
8	121	G+2	T 10	4	(世1)30配①△	3	M(54)、b ₂ 、Z ₁	母	3	畝	3	畝	別別別別本	2	7	1	傍	隠居分家		
9	101	G+2	S 6年頃	2	(世5)一配	1	M	母	2	畝	6	畝	別別別別別	3	1	傍	単独隠居			
10	104	G+1	T 10	2	(世1)29配	5	M(51)、b ₂ 、b ₃ 、b ₄ 、b ₅	母	2	畝	1	反	別別別別隠	0	7	1	傍	家族別居		
11	124	G+1	S 1	2	(世1)23配	8	F(45)、M、b ₂ 、b ₃ 、b ₄ 、Z ₁ 、Z ₂ 、Z ₃	母	1	反	3	反	5	畝	別別別別別	3	10	2	傍	隠居分家
12	134	G+1	S 6	3	(世1)30配△	1	妻の母	母	1	反	6	畝	同別別別別	4	1	(C)	単独隠居			
13	112	G+1	S 8	2	(世1)21配	2	M(46)、b ₂	母	1	反	5	畝	1	反	別別別別本	5	4	1	傍	隠居分家
14	135	G+1	S 9	3	(世2)20配△	1	M(46)	母	4	畝	1	畝	同別別別隠	1	4	1	傍	単独隠居		
15	115	G+1	S 12	2	(世②)21配	1	M	母	2	畝	1	反	同別別別隠	0	3	1	直	単独隠居		
16	137	G+1	S 15	3	(世1)24配①	2	F(51)、M	母	6	畝	1	反	同別別別別	0	5	2	直	単独隠居		
17	130	G+1	S 15	3	(世2)26配Z ₂	2	F(50)、M	母	1	反	2	反	5	畝	同別別別別	3	5	2	傍	単独隠居
18	120	G+1	S 18	2	(世1)一配	5	F(-)、M、b ₂ 、b ₃ 、Z ₁	母	4	反	4	反	5	畝	別別別別本	0	9	1	直	隠居分家
19	120	G+1	S 18	2	(世1)33配	7	F(61)、b ₂ 、b ₃ 、b ₄ 、Z ₂ 、Z ₃	母	3	反	7	畝	別別別別隠	1	5	1	直	家族別居		
20	136	G+1	S 22	3	(世1)26配①	2	M、Z ₃	父母	5	畝	3	畝	同別別別隠	2	3	1	直	単独隠居		
21	109	G+1	S 23	2	(世3)31配	1	M	父母	3	畝	2	畝	別別別別隠	1	7	2	傍	家族別居		
22	114	G+1	S 24	3	(世1)25配①	4	F(50)、M、Z ₁ 、Z ₂	母	2	反	5	畝	同別別別別	—	5	2	直	単独隠居		
23	121	G+1	S 25	3	(世1)30配△	2	F(59)、M	母	1	反	3	畝	同別別別別	0	4	2	直	単独隠居		
24	101	G+1	S 25	2	(世1)31配	2	F(-)、M	母	6	畝	3	畝	同別別別同	5	6	1	直	単独隠居		
25	111	G+1	S 26	5	(世2)33配△①②	1	M(76)	母	3	反	2	反	別別別別隠	1	9	2	傍	隠居分家		
26	131	G+1	S 26	3	(世1)23配①	6	F(47)、M、b ₂ 、b ₃ 、b ₄ 、Z ₁	母	3	反	4	畝	3	畝	同別別別別	—	5	1	直	単独隠居
27	116	G+1	S 36	4	(世2)33配△②	1	F(75)	母	2	反	—	—	同別別別別	—	3	1	直	単独隠居		
28	126	G+1	S 30年代	2	(世)一配	1	M	母	—	—	—	—	同別別別別	—	3	1	直	単独隠居		
29	138	G+1	S 50	3	(世1)31配①	1	M(59)	母	—	—	3	畝	別別別別×	4	4	1	直	単独隠居		

注 隠居の時期は、世帯主の結婚から親の隠居まで。F(世帯主の父)、M(世帯主の母)、b(世帯主の兄弟)、Z(世帯主の姉妹)、△(世帯主の息子)、○(世帯主の娘)、世帯主の横の数字は続柄を示す。母、父母は世帯主の配偶者の父母が隠居した事例。直は直系家族、傍は傍系家族を示す。隠居形態は本文を参照のこと。

の規模が本宅と同一あるいはさらに大きい住居形態となる例も少くない。したがって長男婚姻後、親夫婦の隠居するまでの期間の長短は、隠居屋の建築期間の差異を条件として比較考察する必要がある。

さて、これまでの記述をもとに竹島・硫黄島・黒島の隠居について整理してみよう。

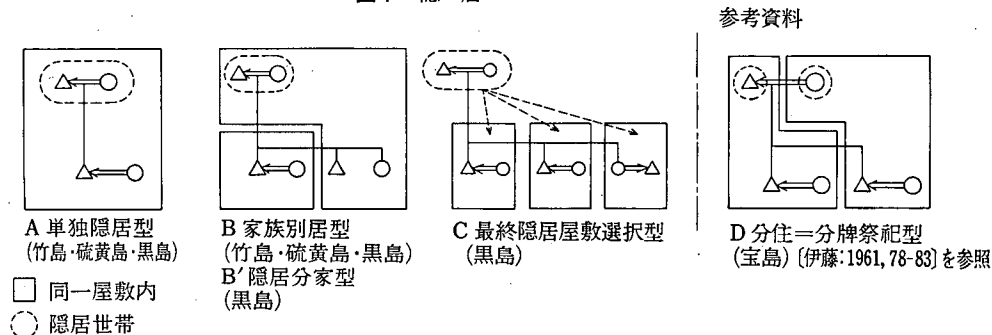
まず、三島にみられた隠居形態をタイプ別に整理したものが〔図-1〕である。〔図-1〕には参考資料として十島村宝島の隠居形態を付記した¹⁶⁾。

〔図-1〕におけるA.単独隠居型には同一屋敷内での別棟・別財・別カマドを原則とするが別屋敷への単独隠居も含まれる。B.家族別居型は原則として別屋敷へ未婚子女を伴う隠居であり、この隠居が分家へと発展するならばB'.隠居分家型となる。C.最終隠居屋敷選択型は、展開は隠居分家型と同一であるが、最終の隠居屋を設立する屋敷が選択にまかせられる形態である。

竹島・硫黄島・黒島にみられた隠居慣行の異同性ならびに特質として以下の点が指摘されよう。

- ① A. 単独隠居型は竹島・硫黄島・黒島のいずれでもみられる。ただし、この隠居形態は、現世帯主世代（現世帯主の兄弟姉妹）の島外他出を条件として考察する必要がある。
- ② B. 家族別居型は三島いずれにも存在している。黒島の事例ではより過去にさかのぼった事例において、この型の隠居が増加している。同様の傾向性は硫黄島の事例にも看取される。①に述べた現世帯主世代の島外他出の条件を考慮するならば、かつて三島において家族別居型の隠居が一般的におこなわれていた可能性がある。
- ③ 黒島においては家族別居型と同時に隠居分家型の事例が顕著である。そしてこの型の隠居において、最終の隠居屋設立屋敷が長男～末子および娘の婚家屋敷と選択的である点に黒島の隠居の特質が認められる。また、硫黄島・竹島において現段階の資料からは、隠居分家型を一般的慣行として認めがたい。
- ④ 位牌は、黒島において原則として隠居屋へ移動し、竹島では移動する場合と移動しない場合がある。硫黄島では原則的に移動せず本宅（長男夫婦宅）で祭祀されている。位牌の移動の有無は、祖先観ならびに家族構造に関わる重要項目であるが、現段階では三島における比較資料が充分ではない。本稿では一般的慣行としての記述の比較にとどめたい。

図1 隠居タイプ



⑤ 大胡は竹島・硫黄島の分析において「子どもの結婚を契機とした別居制独立型を理想」とするが現実的な契機としては「①隠居屋の完成時、②一時的妻訪（ネトマリ）の終了時、③初生子の誕生時」とバリエーションのあることを指摘している〔大胡：1987c、44〕。この指摘に関しては黒島の事例にも適合する。また長男の婚姻より親夫婦が隠居するまでの期間は、竹島・硫黄島が2カ月～3カ月であるのに比べ、黒島では最長2カ年と長期に及ぶ場合が多い。この点に関しては、隠居形態と共に隠居屋の建築期間の差異を条件として考察する必要がある。

⑥ 宝島で報告されているD、分住＝分牌式型の隠居と同一の形態は、三島いずれでも認められない。しかしながら、黒島において最終隠居屋敷の選択、それに伴う位牌の移動の結果、分牌祭祀形態をとっている事例も認められる¹⁷⁾。宝島と黒島の隠居制家族の構造的類似性については今後留意しておきたい。

4. 婚姻・親族体系

(1) 婚姻体系

三島における一般的な婚姻成立の過程をまとめると以下の経過による。

婚姻の成立は夫側のオジ（父方もしくは母方）を〈ナカダチ〉〈ナカウド〉として、妻側の親の承諾を得、交盃により成立する。この日以後、夫は妻方生家へ一時的妻訪を開始する。妻訪期間は、一般的には夫方の親夫婦の隠居屋が完成する時期までである。隠居屋が完成すると夫方への嫁の引き移りが行なわれる。この日を〈ゴジョムケ〉（竹島・硫黄島）、〈ゴジミキ〉（黒島）と称し、夫方屋敷には、夫と妻の親兄弟、イトコ、友人等が招待された¹⁸⁾。

以上が三島における婚姻成立過程の要旨である。以下では、三島の婚姻分析にあたり、蒲生正男〔蒲生：1978、197〕の婚姻分析の指標にしたがって比較考察を試みたい。

a. 規 整

○地域的通婚

地域の内婚率は、黒島（91.0%）が最も高く次いで竹島（44.4%）、硫黄島（34.6%）の順である。地域の内婚の優先は黒島において顕著であるが、他の二島では黒島に比して低率にとどまっている。この点に関しては、黒島・硫黄島・竹島の出稼ぎ率、他出率を比較考察する必要があるが、現段階では資料が不十分である。また、三島全島において、明治から大正年間にかけて開拓民・移住民の受容がみられるが、とくに黒島では開拓民・移住民に別集落を形成させている。この点も黒島における地域の内婚の高率に関連していよう。

○血縁的通婚

イトコ婚率は、黒島が〔27.0%〕であり竹島が〔22.2%〕である。硫黄島は不明である。いずれにしても三島にはイトコ婚（血縁の内婚）を積極的に忌避する観念は薄い。異世代婚に関しては、黒島の場合、厳格に忌避されているが、竹島の事例では、〈スジカイトコ〉婚と称する異世代婚が許容されている¹⁹⁾。

b 居 住

○居住方式

竹島・硫黄島・黒島とも伝統的には、一時的妻訪（ネトマリ）を前提とした妻方夫方居住である。妻訪期間は、夫方の隠居屋の完成時までである。この期間は、竹島・硫黄島の場合、ほぼ2カ月～3カ月であるのに比べ、黒島では最長で2カ年というように長期的な傾向がある。この点に関しては既に述べた如く、隠居形態および隠居屋の建築期間の差異を考慮する必要がある。

c 要 件

結納・嫁入道具

竹島・硫黄島・黒島いずれにおいても結納に関わる伝統的民俗用語を欠如している。かかる慣行は、伝統的には存在していなかったかに思われる。また、三島に共通して明確な嫁財に関する規範を欠如している。

○労役奉仕

竹島・硫黄島・黒島いずれにおいても妻訪期間中、夫の嫁方での労働奉仕が認められる。

○仲人の選定

〈ナカウド〉（竹島・硫黄島）、〈ナカダチ〉（黒島）の選定にあたり、一般的には男性側の父方もしくは母方のオジ、あるいは〈ヤウチ〉が選択される。場合によっては、親の知人を頼り選択する場合もある。いずれにせよ、仲人の選定は、獲得的選定であり、形式的仲人の性格が強い。

d 規 範

○婚前の性交渉

竹島では〈オットウヨメジョ〉（嫁盗み）の伝承があり、黒島では〈ヨバイ〉（夜這い）が伝承されている。三島に共通して、伝統的には配偶者選択の自由が許容されている。

○離婚

三島において離婚に対する規制は薄弱と思われるが、現段階では離婚率に関する資料が不十分である。

e 年 齢

○夫婦年齢差

姉女房婚率は、竹島（38.9%）、硫黄島（23.5%）、黒島（22.0%）の順である。特に竹島の姉女房婚率が高数値を示している。また、いずれの島においても姉女房婚を忌避する観念は薄い。

(2) 親 族 体 系

a 本一分家関係

三島において用いられている本一分家呼称としては、〈デアイ〉—〈ワカサレ〉という呼称が存在している。この〈デアト〉—〈ワカサレ〉関係について、硫黄島〔大胡：1987b、49-77〕と黒島〔山内：1983、101-133〕の分析の結果、共通する特質として以下の3点の指摘が可能であろう。

- ① 当該社会には、系譜関係の本来を世代をさかのぼり認知する観念は稀薄である。系譜関係の本末が認識されるのは自己より上位二～三代まで限定されている。
- ② 系譜関係の本末を基礎とした単系出自集団は存在していない。
- ③ 〈デアト〉とは本宅屋敷（自己の生家）を指示する名称である。〈ワカサレ〉は分家を指示すると共に隠居屋を指示する名称としても使用されている。〈インキョ〉と〈ワカサレ〉の用法に明瞭な区分はなく混用されている。〈デアト〉—〈ワカサレ〉の関係は直接的な分岐関係（基本的には自己の兄弟姉妹）に限定して用いられている。

以上が硫黄島・黒島の〈デアト〉—〈ワカサレ〉関係の共通した特質であるが、若干の相異点もみられる。すなわち、硫黄島では、位牌が常に〈デアト〉で祀られるので〈デアト〉＝長男宅という認識が明瞭と思われる。しかし、黒島においては、位牌が隠居に伴い移動する。したがって「自己の生家は長男宅であるが位牌はウチにあるのでどちらがデアトかわからない」といった〈デアト〉—〈ワカサレ〉関係の混乱もみられる。この相異点に関しては隠居慣行の相異と共に留意しておく必要があろう。

b. 〈ヤウチ〉

竹島・硫黄島・黒島いずれでも親族関係者一般を指示する民俗用語として〈ヤウチ〉が用いられている。〈ヤウチ〉とは自己を中心とした上位二世帯範囲での双性的親族関係者を意味する。日常生活の他、聖・俗両場面での人々の参集・連帯は〈ヤウチ〉を中心としているが、実際に機能するヤウチの範囲は、上位一世代・イトコ関係までが多い。

〈ヤウチ〉関係内の基軸として兄弟姉妹関係の連帯が顕著であるが、さらに以下の民俗用語が存在している。〈エンノキョーデ〉と〈ヂギノキョーデ〉（竹島）。〈エンノキョーデ〉と〈ヂキョーデ〉（黒島）である。いずれも血縁的兄弟姉妹関係と擬制的兄弟姉妹関係を区分する用語であるが、〈ヤウチ〉の中で最も〈近い関係〉といわれている。これらの民俗用語が、ヤウチ内の連帯・再編に重要な機能をもつものと予想するが、現段階では資料が不十分である。

また、〈ヤウチ〉の名称が分布する領域は三島村に限定されず、トカラおよび九州西南部も含め、かなり広範囲に及ぶものと予想する。〈ヤウチ〉と呼称される親族構造の分析が今後さらに重要となろう。

以上、本章では婚姻・親族について比較考察をおこなった。個々の小項目については三島で相異なる点もみられたが、総体的には三島の異質性より同質性が顕著であった。すなわち三島の婚姻・親族体系の分析を通じ、当該社会における、(1)双性的親族関係の基調、(2)妻＝母方親族員の社会的・経済的地位の相対的優位性、(3)家格の同等性が共通して看取される。

5. 宗教・祭祀儀礼

(1) 祖先祭祀

黒島では位牌の隠居屋への移動に伴い、分牌祭祀および双性的位牌継承が許容されている。父系単

系型の祖先祭祀とは異質の位牌祭祀である。〔山内：1983、101-188〕

硫黄島では、隠居制家族の項で既に述べた如く、原則的に位牌は移動せず長男夫婦宅で祭祀されるという。したがって位牌の父系単系継承が可能なシステムと考えられるが、資料上の制約もあり断定できない。

竹島では、位牌を隠居屋へ移動する場合と移動しない場合があるわけであるが、家族別居型隠居の場合、親の死亡後、位牌が誰に継承されるのか不明である。

墓制について若干ふれておこう。三島における伝統的な墓制は個人墓である。その典型は現在でも黒島にみられるが、各故人を座棺により埋葬し平石をかぶせた簡素なものである。この墓石には、故人名・戒名等が刻まれることはない。黒島・竹島には個人墓が残存しているが、硫黄島の個人墓の多くは家族墓へと移行している²⁰⁾。

(2) 神役組織

a 神官役職

竹島・硫黄島・黒島には各々〈タユウ〉・〈ジャケ〉と呼ばれる男性神役が存在していた。いずれも神社祭祀儀礼に関する神役であるが、各島の共同体祭祀レベルの儀礼にも深く関わってきた。現在、竹島・硫黄島の〈タユウ〉・〈ジャケ〉は継承が途絶えている。黒島に唯一、〈タユウ〉1名、〈ジャケ〉2名が継承されている。

b 土地の神に関する神役

土地の神に関わる神役として黒島には〈ジノウチガミアヅカリ〉という神役が継承されている。村落総有制にもとづく焼畑耕作が行なわれていた当時、黒島ではクミ別に地割りを行なっていた。このクミ地には〈ジノ神〉が祭祀されていたが、集落内でこのウチガミを祀る神役が〈ジノウチガミアヅカリ〉であった。当時、クミは7組あったので7名の神役がいたが、現在継承されているのは5名の神役のみである。〈ジノウチガミアヅカリ〉は男性神役であり、必ずクミ内の者で継承された〔山内：1987、118-119〕。

硫黄島・竹島ではこの神役に類似した伝承はえられていない。

むすびに

本稿では、黒島・硫黄島・竹島の社会構造に関わる要素について述べてきた。前章までの記述にしたがって項目別に各島の概況を整理すれば〔表-4〕のとおりである。

〔表-4〕に記された各島の項目内容には、資料不備のため不明としたものも少ない。これらの点については今後の調査資料により加筆したいし、誤りがあれば訂正を加えてゆきたい。

さて、本稿の目的は、はじめに述べたとおり、トカラにおいて今後留意すべき社会的・文化的要素の抽出とその比較の展望をあたえることにある。比較の展望とは、トカラに一般化をはかれる要素の検証である。

表-4 黒島・硫黄島・竹島の概況

対象地		黒島(片泊)	硫黄島	竹島		
村落・社会	人口(世帯)	92名(39)	111名(51)	77名(29)		
	体系	1. 年齢階層区分	5階層	5階層	—	
		2. 年齢集団の性格	自立性があり集団的	集団の性格の欠如	—	
		3. 年齢階梯制的秩序	比較的明瞭	欠如	—	
		4. 年齢組加入儀礼の有無	加入儀礼伝承豊富	加入儀礼伝承欠如	—	
		5. 若者宿の有無	集落内に3ヶ所有り	欠如	—	
6. 女子年齢集団の有無		有り(ヨメジョ)	欠如	—		
土制	1. 村落の総有制	比較的近年まで継統(トコロンジ)	不明瞭	—		
	2. 組・門による地割制	(クミ)(7組)の残存	不明瞭もしくは欠如	—		
家族	家族呼称	(ケネエ)	(ケネエ)	(ケネエ)		
	家族構成	夫婦家族志向	夫婦家族志向	夫婦家族志向		
	隠居制	1. 隠居の名称	(インキョ)、(ワカサレ)	(インキョ)、(ワカサレ)	(インキョ)、(ワカサレ)	
		2. 隠居の独立性	○別居制独立型(別棟・別財・別カマド)	○別居制独立型(別棟・別財・別カマド) ○別居制非独立型(若干例)(別棟・同財・同カマド)	○別居制独立型(別棟・別財・別カマド) ○別居制独立型(若干例)(別棟・同財・同カマド)	
		3. 隠居形態	A 単独隠居型 B 家族別居型 B' 隠居分家型 C 最終隠居屋選択型	A 単独隠居型 B 家族別居型	A 単独隠居型 B 家族別居型	
		4. 隠居契機	○子供の結婚を前提 1. 隠居屋完成時 2. 妻訪終了時 3. 子供の誕生時	○子供の結婚を前提 1. 隠居屋完成時 2. 妻訪終了時 3. 初生子の誕生時	○子供の結婚を前提 1. 隠居屋完成時 2. 妻訪終了時 3. 初生子の誕生時	
		5. 隠居時期(長男婚姻後、隠居までの期間)	0カ月～2カ年	一般的に2カ月～3カ月	一般的に2カ月～3カ月	
		6. 隠居時の位牌移動	1. 本宅・隠居での分牌 2. 隠居屋へ移動	1. 隠居屋へ移動無し	1. 隠居屋へ移動する 2. 隠居屋へ移動無し	
	婚姻・姻族	結婚	1. 地域的內婚	優先(91.0%) 忌避無し(27.0%)	優先(44.4%) 忌避無し(不明)	優先(34.6%) 忌避無し(22.2%)
			2. 血縁的內婚	厳格に忌避	厳格に忌避	許容(スジカイトコ)婚
3. 異世代婚			妻方夫方居住	妻方夫方居住	妻方夫方居住	
4. 居住方式			0カ月～2カ年	2カ月～3カ月	2カ月～3カ月	
5. 妻訪期間			伝統的には欠如	伝統的には欠如	伝統的には欠如	
6. 結納・嫁入道具			妻訪期間中有り	妻訪期間中有り	妻訪期間中有り	
7. 労働奉仕			(ナカダチ)獲得的・形式的選定	(ナカウド)獲得的・形式的選定	(ナカウド)獲得的・形式的選定	
8. 仲人			(ヨバイ)(夜ばい)	(配偶者選択の自由)	(配偶者選択の自由)	
9. 婚前の性交渉			(配偶者選択の自由)	(配偶者選択の自由)	(配偶者選択の自由)	
10. 姉女房婚			忌避無し(22.0%)	忌避無し(23.5%)	忌避無し(38.9%)	
親族	本一分家呼称	(デアト)ー(ワカサレ)	(デアト)ー(ワカサレ)	(デアト)ー(ワカサレ)		
	系譜関係の本末認知	自己の上位2世代範囲	自己の上位2～3世代範囲	自己の上位2～3世代範囲		
	家格差	同等的	同等的	同等的		
宗教・祭祀	祭祀	親族関係の基盤	1. (ヤウチ) (自己中心的双性的親族) 2. (エンキョーデ) (デキョーデ)	1. (ヤウチ) (自己中心的双性的親族)	1. (ヤウチ) (自己中心的双性的親族) 2. (エンキョーデ) (ジキノキョーデ)	
		1. 位牌祭祀	双性的祭祀(分牌祭祀有り)	父系単系祭祀?	—	
		2. 位牌継承	長男～末子、婚出した娘、選択的個人墓	長男子? 個人墓一家族墓	個人墓	
神役	神役	1. 神官役職	(タクユウ)(1名)(シャケ)(2名) (男性神役) ※共同体祭祀儀礼にも関与	(タクユウ)(サケ) (男性神役) ※共同体祭祀儀礼にも関与	(タクユウ)(サケ) (男性神役) ※共同体祭祀儀礼にも関与	
		2. 土地の神に関する神役	(ジノウチガミアツカリ) (男性神役)(7名) ※村落総有制にもとづく組地の神役(組内で継承)	欠如	欠如	

(注) — 資料不十分のため比較を割愛した。

本稿のむすびにかえて、上記の目的にそって現段階で指摘できるものについてまとめておこう。

- ① 年序体系および土地制度に関しては、黒島と硫黄島の比較では類似性よりも相異性が顕著であった。

年序体系に関して黒島では各年齢階層に集団的自律性があり且年齢階梯制的秩序が明瞭である。硫黄島においては年齢集団そのものが不明瞭であり年齢階梯制的秩序を欠如している。

土地制度に関しては、黒島において村落総有制が比較的近年まで維持・継続されていたのに対し、硫黄島ではかなり早い時期に私的土地所有形態へ変容したと予想される。土地制度の相異性は黒島・硫黄島の社会構造上の他の要素の相異にも連関するものと考えられるが、とりわけ両島の隠居形態の差異に留意しておきたい。黒島では隠居分家慣行が比較的多数認められるのに対し硫黄島では認められない。土地の村落総有制と隠居分家慣行には適合的連関が認められる。なぜなら、村落総有制にもとづく兄弟均等の土地配分が得られるならば、分家を容易に創設することが可能となるからである。したがって硫黄島において比較的早い時期に私的土地所有形態へ変容していたとすれば、黒島に対して早い時期に分家創設が困難になっていたと予想される。この事は、硫黄島において二・三男以下の他出による単独隠居・家族別居の隠居が顕著であった事と関連して考察されるものと思われる。

いずれにせよ、村落的総有形態の再構成はトカラの社会構造を理解する上で今後も重要な要素となろう。

- ② 隠居形態について三島内でヴァリエーションが認められるが、さらに隠居に伴う位牌の移動の様式、祭祀継承のタイプについて相異している。この事は家族構造、祖先観に関わる重要な要素であり、今後さらに詳細な資料の比較検討が必要とされる。現段階の資料からは、各島の個別性の方が顕著であり三島における一般化は困難と思われる。ただし、位牌祭祀継承者の流動性という点については黒島と竹島に共通性がみいだせる。また黒島の位牌祭祀には、十島村宝島の位牌祭祀と構造的類似性が看取される。

- ③ 隠居形態のヴァリエーションはともかくも三島における家族が、別居制独立型の隠居複世帯制を前提とし、夫婦家族を志向している点については、三島に一般化が可能な要素である。三島内におけるこの一般化がトカラ全域に妥当するかは、今後、十島村における調査資料との比較検討を要する。

- ④ 婚姻・親族体系については、若干の項目について三島内で相異なる点もみられるが、総体的には同質性が顕著である。同質性とはすなわち、双性的親族関係が顕著であり、妻方＝母方親族員の優位性を前提とする家格の同等性である。

隠居複世帯制・一時的妻訪婚・形式的仲人・夜這の習俗・双性的親族関係の基調・個人墓による葬制等、適合的連関の認められる要素が三島に共通して存在しており、社会構造上の同質性として指摘できよう。

- ⑤ 神役組織として三島においては男性神役のみしか存在していない。宝島〔伊藤：1961、58-95〕

における女性神役の祭祀儀礼との比較が必要であるが、三島村の祭祀構造と十島村の祭祀構造の相異性を示唆するものである。三島村内の比較として、黒島では地割制に関わる男性神役〈ジノウチガミアヅカリ〉が伝承されているが、硫黄島・竹島ではこれに類似する神役がみられない。この神役の欠如は、土地制度の相異性に関連するものと思われる。

⑥ 最後に、三島さらにはトカラの社会構造を考察する上で総体的課題としての留意点についてふれておこう。

①に述べたとおり年序体系の比較において、黒島では年齢階梯制的秩序が明瞭であるが、硫黄島では年齢階梯制的秩序が欠如している。この指摘は、三島村内の相異性として指摘したものであり、黒島をすなわち「年齢階梯制村落」と規定したわけではない。また今後の調査により黒島と類似した年序体系が三島村に検証されたとしても、なお「年齢階梯制村落」という概念をこの地域に適用することは留保しておきたい。その条件の一つは、この社会にみられるもう一つの重要な要素として、婚姻・親族の分析に示された如く「双性的傾向が相対的に顕著」であるということによる。

従来、「年齢階梯制村落」とされる社会は同族制にみられるほど顕著でないものの、どちらかといえば父系単系的傾斜をもっている〔蒲生：1978、348〕。蒲生正男はこの認識によって同族制でも年齢階梯制でもない第3の社会「ハロウジ型」（双系的傾向が顕著）を摘出した〔蒲生：1978、210-217〕。

三島村とりわけ黒島には、①年齢階梯制的要素と、②双性的傾向が顕著という2つの要素が同時に内包されている。換言すれば「年齢階梯制村落」というには、双性的親族関係の連帯と強制が顕著であり、また「ハロウジ型村落」というには、生産手段の総有制や年齢階梯制的秩序を背景とした強固な部落的連帯もみられる。この社会を考察する上で今後留意すべき点は、「年齢階梯制」（年功原理）と「ハロウジ型」（双性原理）の2つの社会的要素を同一の社会に同時に内包している構造そのものの理解にあると考えられる。筆者は本稿のはじめにトカラを日・琉両文化領域の接合もしくは複合地域として把える事が可能かもしれないと述べた。トカラにおけるこの視点の可能性は、すなわち「年功原理」と「双性原理」を併存せしめている人々の行動原理をあきらかにしてゆく事に求められるものと思われる。

本稿においては、慣行の形式的異同性の比較に傾斜した観があるが、今後はトカラの社会構造を理解する上でこの社会で優先されている行動原理＝主体のイデオロギーの摘出と比較研究をすすめてゆきたい。

註

- 1) 〔宮本常一：1976、446〕を参照。
- 2) 〔蒲生：1978、13-76〕の用法による。
- 3) 〔大胡欽一：1979、44〕の用法による。
- 4) 例えば〔J. Kreiner：1965〕の報告による仮面儀礼や、〔伊藤：1961、58-59〕にみられる女性神役による祭祀儀礼等である。

- 5) 黒島の事例は、黒島片泊の調査資料による。調査年は1980年、1981年である。硫黄島・竹島の調査年時は1984年、1985年、1986年である。
- 6) 1980年度・鹿児島郡三島村村勢要覧を参照した。
- 7) 黒島については1980年調査時の統計である。硫黄島・竹島については〔大胡：1987c, 36〕によるものであり、1984年現在の統計である。
- 8) とりわけ「年齢階層制」と「世代階層制」の関連について研究者の一致をみていない。この問題については〔山内：1984, 46-73〕にふれたので参照されたい。
- 9) 〔山内：1984, 46-73〕参照。またこの4点の特質は蒲生正男の1980年度明治大学大学院講義を参照した。
- 10) 黒島の年齢集団については〔山内：1984, 46-73〕を参照。硫黄島の年齢集団については〔大胡修ゼミナール：1987, 33〕を参照。
- 11) 黒島の土地制度に関する資料は〔山内：1987, 109-121〕を参照。
- 12) 硫黄島・竹島の土地制度に関する資料は、〔大胡修ゼミナール：1987, 65-148〕を参照。
- 13) 〔蒲生：1978, 71-73〕に用いられた「拡大型」「直系型」「核心型」の家族類型に従う。
- 14) 〔大間知：1959, 5〕。
- 15) 〔大胡欽一：1987, 73-74〕。
- 16) 〔伊藤：1961, 78-83〕を参照。
- 17) 黒島では、例えば父の早死により母のみが隠居した場合など、父と母の位牌が分牌祭祀される事がある。死んだ屋敷でその位牌を祀るという観念が存在するからである。
- 18) 〔大胡：1987b, 65, 同：1987c, 33-46〕〔山内：1983, 108〕を参照。尚、婚姻分析の資料として〔大胡修ゼミナール：1987, 65-148〕を参照した。
- 19) 〔大胡：1987c, 46〕および〔大胡修ゼミナール：1987, 131〕を参照。
- 20) 竹島・硫黄島の墓制については〔大胡修ゼミナール：1987, 89-90, 138-140〕を参照。
- 21) 尚、本稿の執筆にあたり大胡修助教授（明治大学政治経済学部）の論稿を多く引用させていただいた。また大胡修ゼミナール第一次硫黄島調査に筆者も同行させていただいた。大胡修助教授による多くの御助言に謝意をあらわすと共に本稿の分析に御教示・御批判を受け賜りたい。

参考文献

大胡 欽一

1979 「琉球文化——カミと永劫回帰のシマ」『世界の民族——東アジア』p. 44-p. 53.

1987 「隠居」『文化人類学辞典』弘文堂

大胡 修

1987 a 「離島社会における過疎化と住民の対応」『明治大学政経論叢』第53巻3・4号。p. 129～p. 159.

1987 b 「トカラ社会における家族と親族——鹿児島県三島村の事例研究」『明治大学政経論叢』第55巻5・6号 p. 49-p. 77.

1987 c 「トカラ社会におけるインキョをめぐる一考察——鹿児島県三島村の二つの社会の事例——」『明治大学社会・人類学会年報』第1号、p. 33-p. 46.

大胡修ゼミナール

1987 「離島社会の民俗誌——鹿児島県鹿児島郡三島村硫黄島・竹島の記録——」『野帖』大胡欽一・大胡修・穴田義孝共編、第1号、p. 65-p. 148.

山内健治

1983 「トカラ列島・黒島の家族の構造——隠居制家族と位牌祭祀をめぐって——」『南島史学』第21・22号 p. 101～p. 133.

1984 「黒島の年序体系と親族組織」『南島史学』第24号、p. 46-p. 73.

1987 「トカラ・黒島の〈クミ〉と地割制」『明治大学社会・人類学会年報』第1号、p. 109-p. 121.

伊藤幹治

1961 「宝島の社会と宗教の構造的理解」『日本文化研究所紀要』第8巻、p. 58-p. 95.

1965 「黒島の社会と宗教の構造と変化」『日本文化研究所紀要』第17巻、p. 78-p. 108.

J. Kreiner

1965 「トカラ・悪石島の仮面行事」『民族学研究』第30巻3号

早川孝太郎

1976 『早川孝太郎著作集』Ⅹ、未来社

宮本常一

1976 「早川さんの島の旅」『早川孝太郎著作集』Ⅹ、p. 445-p. 459.

鳥越皓之

1982 『トカラ列島社会の研究』

大間知篤三

1959 「白河市周辺の家族慣行——隠居・姉家督・大家族——」『民間伝承』第23巻6号、p. 4-p. 15.

竹田 旦

1964 『民俗慣行としての隠居の研究』未来社

村武精一

1973 『家族の社会人類学』弘文堂

蒲生正男

1978 『増訂・日本人の生活構造序説』ベリかん社